

附則

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 平成二十八年三月以前に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七條の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）による介護料の金額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七條の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

平成二十八年三月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二第一項第一号イ中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に改め、同号ロ及びハ中「五万六千七百九十円」を「五万七千三百十円」に改め、同条第二項中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に、「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万七千三百十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令附則第一条の二第二項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

○経済産業省令第三十六号

特許法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

経済産業大臣 林 幹雄

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第四条の二第一項中「第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条に次の二項を加える。

5 特許法第五條第三項の経済産業省令で定める期間に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 特許庁長官が指定した期間（特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求に関する手続に関し特許庁長官が指定した期間を除く。）に係る延長

二 審査官が指定した期間（特許法第六十二條の規定による審査において同法第四十八條の七の規定により審査官が指定した期間並びに同法第六十七條の四及び同法第六十三條第二項において準用する同法第五十條の規定により審査官が指定した期間を除く。）に係る延長

6 特許法第五條第三項の経済産業省令で定める期間は、特許庁長官又は審査官が手続をすべきものとして指定した期間の末日（当該期間の末日が同法第三條第二項の規定の適用を受けるときにあつては、同項の規定の適用がないものとした場合における当該期間の末日）の翌日から二月とする。

第四条の三第一項第一号中「による」の下に「最初の」を加え、同条の次に次の一条を加える。（在外者の手続の特例）

第四条の四 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条第二号の経済産業省令で定める手続は、第二十七條の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本又は第二十七條の十一第七項に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出とする。

第十条第一項中「昭和三十五年政令第十六号」を削り、「第四条の三」の下に、「第五条」を加え、「第二十五條の七第五項」を「第二十五條の七第七項」に、「第三十一條の二第七項、第三十八條の二第三項」を「第三十一條の二第八項、第三十八條の二第六項、第三十八條の二第七項」に改め、同条第四項中「第四條の三」の下に、「第五條」を加え、「第二十五條の七第五項」を「第二十五條の七第七項」に、「第三十一條の二第七項、第三十八條の二第三項」を「第三十一條の二第八項、第三十八條の二第四項、第三十八條の二第五項」に、「第六十九條の二第二項」を「第六十九條の二第三項」に改める。

第十一章第一項中「様式第三十一の八」を「様式第三十一の九」に改め、「様式第三十六」の下に「様式第三十六の三」を加える。

第十九條の三中「第十八條の二第一項」の下に、「第三十八條の二第八項」を加える。

第十六條第二項中「第十八條の二第一項」の下に、「第三十八條の二第八項」を加える。

第二章の章名を削り、第十九條から第二十二條までを次のように改める。（モデル国際様式等）

第十九條 手続は、この省令で定める様式のほか、特許法条約に基づく規則3(2)に規定する願書様式及び同規則20(1)に規定するモデル国際様式によりすることができる。

第二十条から第二十二條まで 削除

第二十九條の次に次の章名を付する。

第二章 削除

第二十五條の四中「英語」の下に「その他の外国語」を加える。

第二十五條の七第一項中「又は第四項」を「第四項又は第六項」に改め、同条第六項中「第三十六條の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三十六條の二第四項」を「第三十六條の二第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第三十六條の二第四項」を「第三十六條の二第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特許法第三十六條の二第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第三項の規定による通知の日から二月とする。

5 特許法第三十六條の二第六項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第四項に規定する期間の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。

5 特許法第三十六條の二第六項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第四項に規定する期間の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。